

○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件

〔昭和四十年五月十三日 大蔵省告示第百五十九号〕
〔最終改正 令和五年一月十八日 財務省告示第十八号〕

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九十一条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を次のように指定し、昭和四十年四月一日以後に支出された寄附金から適用する。

別表の上欄に掲げる法人又は団体に対して同表の中欄に掲げる使途に充てるための寄附金で、同表の下欄に掲げる期間内に支出されたもの

別表

法人又は団体（所在地）	使 途	期 間
公益社団法人二〇二五年日本国際博覧会協会（大阪府大阪市住之江区南港北一丁目十四番十六号）	二〇二五年日本国際博覧会開催の費用	令和二年一月二十日から令和六年一月十九日まで